

議案第10号

世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 職員の定数に関する定義を整備するとともに、新たな定義に基づき職員の定数を改定し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例

世田谷区職員定数条例（昭和50年3月世田谷区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を削る。

第3条中「前条第1項各号に掲げる各部局内における職員の定数は、同項各号」を「各部局等内に配置する職員の数、前条各号」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の3条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「職員」とは、区長の部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校（以下「各部局等」という。）に勤務する常勤の地方公務員（副区長、教育長並びに地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣した者（被災地に派遣した者を除く。）及び他の地方公共団体から派遣された者（警視庁又は東京消防庁から派遣された者を除く。）を除く。）をいう。

2 この条例において、「定数」とは、任用数の上限をいう。

（職員の定数）

第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区長の部局 5, 314人
- (2) 議会の事務局 27人
- (3) 教育委員会の事務局 380人
- (4) 教育委員会の所管に属する学校 240人
- (5) 選挙管理委員会の事務局 24人
- (6) 監査委員の事務局 12人
- (7) 農業委員会の事務局 3人

合計 6, 000人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。